

ここが ポイント!



●税額は、どのようにして決まる?

ご自身が提出した申告書や、勤務先、日本年金機構などから秩父市に提出される給与や年金の支払報告書の内容に基づいて決まります。

●納める額は?

一定以上の所得がある方に課税される均等割と前年の所得に応じて課税される所得割があります。

・均等割額

市民税 3,500円
県民税 1,500円

・所得割額

税率は地方税法で定められていて、
市民税 6%
県民税 4% です

●どうやって納めるの?

自分で納付書などを使って納める方法(普通徴収)と、給与や年金から天引きされる方法(特別徴収)があります。

その他、詳しくは市HPまたは市民税課へお問い合わせください。

シリーズでお届けする税金の仕組み、第2回目は、市民税・県民税についてお知らせします。

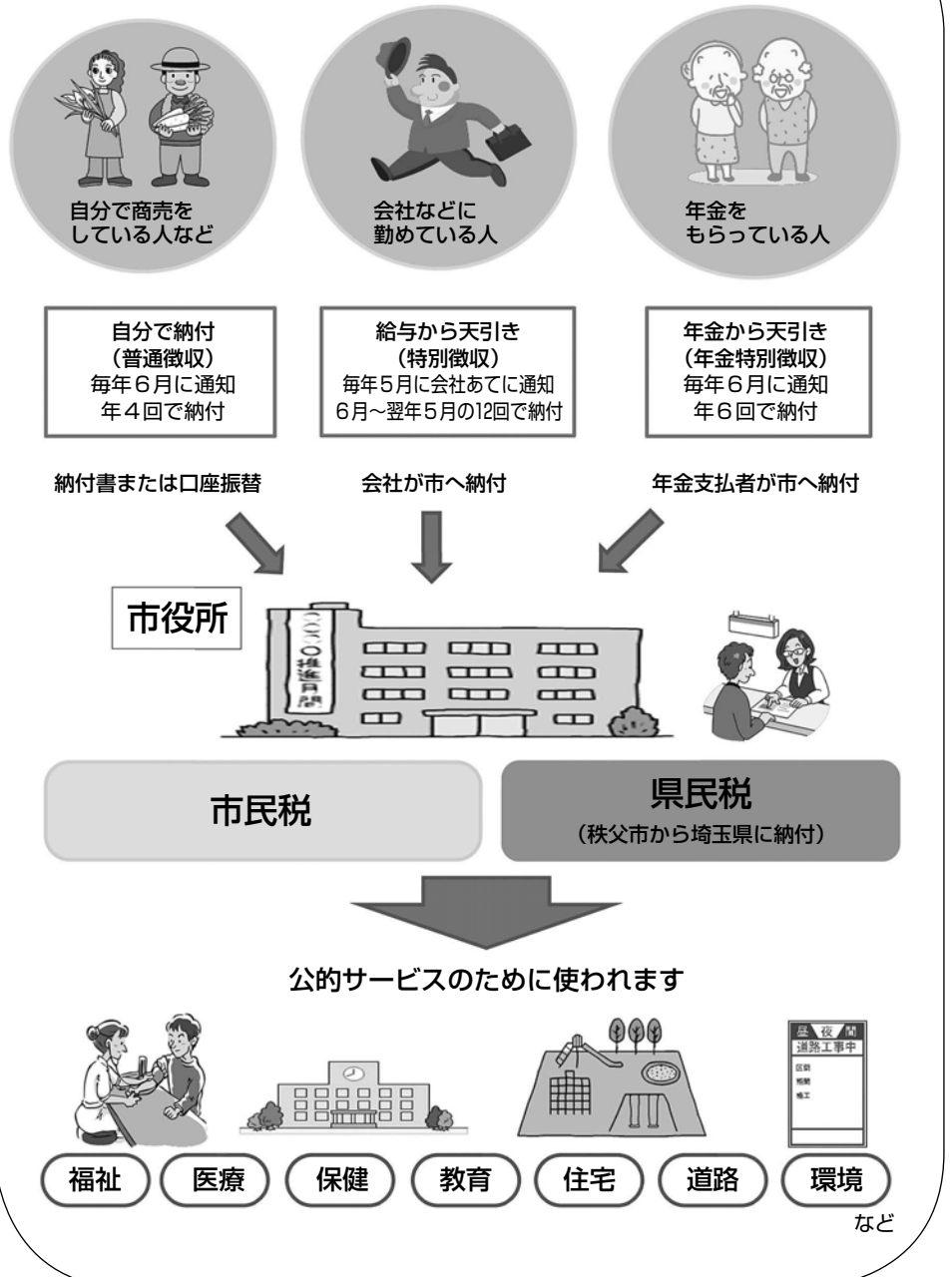
●市民税・県民税とは

地域社会の費用を広く皆さんにその能力に応じて負担していただくという考え方で設けられており、地方税法により定められています。市民税と県民税を併せて一般に「住民税」といわれています。

シリーズ 税

第2回 市民税・県民税(個人)

～市民税・県民税の流れ～



次回は、固定資産税についてお知らせします。

市民税課 ☎22-2209